

令和五年度 古文書講座第三講座 史料翻刻

史料一

慶長一六年二月七日付 鈴木左馬助・石原清左衛門書状

- ① 右是ハ、今度 上様濃州通御上洛ニ付而、呂久舟橋
- ② かけ可申旨被 仰出候由、駿府御年寄衆方申来候条、
- ③ 如先規わりを仕、来十六日ニ於呂久、徳永法印・西尾
- ④ 豊後殿・織田孫市殿・平岡牛右衛門殿衆へ御渡候へ、と
- ⑤ 右之衆へ申ふれ候間、彼地ニおひて御請取、 上様
- ⑥ 御上洛之定日御聞合、御かけ可有候、右之わり之内、若
- ⑦ 遅参候衆候ハ、早々被出候へ、とさいそく御付、御請取
- ⑧ 可被成候、以上、
- ⑨ 亥二月七日 鈴木馬助
石原清左衛門
- ⑩ 徳永法印
- ⑪ 西尾豊後殿
- ⑫ 織田孫市殿
- ⑬ 平岡牛右衛門殿
- ⑭ 御年寄衆中
- ⑮

史料二

慶長一六年三月七日付 鈴木左馬助・石原清左衛門書状

- ① 右是ハ、今度 上様濃州通就 御上洛、呂久舟橋
- ② かけ可申旨、駿府御年寄衆ヲ申来り、如先規わり候て
- ③ 触候へ共、雨降水増候へ者、大事之儀候条、来九日ニ
- ④ 右之舟共於呂久ニ、徳永法印・西尾豊後殿・織田
- ⑤ 孫市殿・平岡牛右衛門殿衆へ可有御渡由、重而申
- ⑥ 触候間、於彼地可有御請取候、以上、
- ⑦ 亥三月七日 石清左
- ⑧ 鈴左馬
- ⑨ 徳永法印
- ⑩ 西尾豊後殿
- ⑪ 織田孫市殿
- ⑫ 平岡牛右衛門殿
- ⑬ 御内衆まるる